

**水戸市地域防災計画
津波災害対策計画編**

津波災害対策計画編

第 1 章 総則

第 1 節	計画の概要	1
第 2 節	国内の津波被害	2

第 2 章 津波災害予防計画

第 1 節	津波に強いまちづくり	7
第 2 節	防災思想・知識の普及	15
第 3 節	災害発生直前対策	20
第 4 節	情報の収集・連絡及び応急体制の整備（一部地震災害対策編を準用）	24
第 5 節	被害軽減計画（一部地震災害対策編を準用）	26
第 6 節	想定されている津波への備え	28

第 3 章 津波災害応急対策計画

第 1 節	災害対策本部体制等の動員計画（一部地震災害対策編を準用）	39
第 2 節	津波警報等の伝達	42
第 3 節	避難計画（一部地震災害対策編を準用）	52
第 4 節	災害情報の収集・連絡（一部地震災害対策編を準用）	54
第 5 節	通信計画（地震災害対策編を準用）	54
第 6 節	広報・広聴計画（地震災害対策編を準用）	54
第 7 節	応援要請・受入体制の確保計画（地震災害対策編を準用）	54
第 8 節	自衛隊の派遣要請計画（地震災害対策編を準用）	55
第 9 節	消防活動計画（一部地震災害対策編を準用）	55
第 10 節	応急医療計画（地震災害対策編を準用）	55
第 11 節	水害防止計画（地震災害対策編を準用）	55
第 12 節	緊急輸送計画（地震災害対策編を準用）	55
第 13 節	交通計画（地震災害対策編を準用）	56
第 14 節	応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画（地震災害対策編を準用）	56
第 15 節	帰宅困難者対策計画（地震災害対策編を準用）	56
第 16 節	要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画 （一部地震災害対策編を準用）	56
第 17 節	食料、生活必需品等供給計画（地震災害対策編を準用）	57
第 18 節	防疫計画（一部地震災害対策編を準用）	57
第 19 節	清掃計画（地震災害対策編を準用）	57

第 20 節	行方不明者等の捜索及び埋葬計画（地震災害対策編を準用）	57
第 21 節	災害警備計画（地震災害対策編を準用）	57
第 22 節	土木施設の応急復旧計画（一部地震災害対策編を準用）	58
第 23 節	障害物の除去計画（地震災害対策編を準用）	58
第 24 節	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画 （地震災害対策編を準用）	58
第 25 節	東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画 （地震災害対策編を準用）	58
第 26 節	株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 （地震災害対策編を準用）	58
第 27 節	東部ガス株式会社茨城支社の非常災害対策計画 （地震災害対策編を準用）	59
第 28 節	上・下水道施設の応急復旧計画 （地震災害対策編を準用）	59
第 29 節	危険物等災害防止計画 （地震災害対策編を準用）	59
第 30 節	災害ボランティア活動による支援計画 （地震災害対策編を準用）	59
第 31 節	義援物資供給計画 （地震災害対策編を準用）	59

第 4 章 津波災害復旧・復興対策計画

第 1 節	地域の復旧・復興の基本方針の決定と復興計画 （一部地震災害対策編を準用）	61
第 2 節	被災施設の復旧計画（地震災害対策編を準用）	63
第 3 節	災害復旧事業にかかわる資金計画（一部地震災害対策編を準用）	63
第 4 節	租税、公共料金等の特例措置計画（一部地震災害対策編を準用）	63
第 5 節	雇用対策計画（一部地震災害対策編を準用）	63
第 6 節	住宅建設の促進計画（地震災害対策編を準用）	64
第 7 節	被災者生活再建支援金の支給計画 （地震災害対策編を準用）	64
第 8 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画（地震災害対策編を準用）	64

実施対策別担当班一覧

第 1 章	第1節 計画の概要	災害対策班
	第2節 国内の津波被害	災害対策班
第 2 章	第1節 津波に強いまちづくり計画	災害対策班, 医療救護班, 建設計画班, 道路管理班, 建築班, 土木補修班, 都市計画班, 建築指導班, 公園緑地班, 火災予防班, 水道総務班, 応急給水班, 管路復旧班, 浄水施設復旧班, 下水道班
	第2節 防災思想・知識の普及	人事班, 災害対策班, 教育企画班, 学校教育班, 応援班(教育委員会), 火災予防班
	第3節 災害発生直前対策	企画班, 広報班, 災害対策班, 福祉総務班, 高齢福祉班, 児童福祉班, 医療救護班, 消防救助班, 南消防班
	第4節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	企画班, 情報政策班, 財産活用班, 災害対策班, 福祉総務班, 医療救護班, 火災予防班
	第5節 被害軽減計画	災害対策班, 市民生活班, スポーツ班, 福祉総務班, 高齢福祉班, 児童福祉班, 医療救護班, 商工観光班, 農政班, 卸売市場班, 道路管理班, 土木補修班, 教育企画班, 学校教育班, 消防総務班, 火災予防班, 消防救助班, 救急班, 北消防班, 南消防班, 水道総務班, 応急給水班, 管路復旧班, 浄水施設復旧班
	第6節 想定されている津波への備え	企画班, 交通政策班, 広報班, 情報政策班, 総務班, 人事班, 財産活用班, 災害対策班, 市民生活班, 福祉総務班, 障害福祉班, 建設計画班, 道路管理班, 教育企画班, 消防総務班, 消防救助班, 北消防班, 南消防班
第 3 章	第1節 災害対策本部体制等の動員計画	総務班, 人事班, 災害対策班
	第2節 津波警報等の伝達	広報班, 災害対策班, 市民生活班, 消防救助班, 南消防班
	第3節 避難計画	災害対策班, 市民生活班, スポーツ班, 福祉総務班, 高齢福祉班, 児童福祉班, 医療救護班, 公園緑地班, 教育企画班, 学校教育班, 応援班(教育委員会)
	第4節 災害情報の収集・連絡	被害調査班, 市民生活班, 福祉総務班, 医療救護班, 商工観光班, 農政班, 建設計画班, 道路管理班, 建築班, 土木補修班, 市街地整備班, 住宅政策班, 学校教育班, 水道総務班, 下水道班, 消防総務班, 火災予防班, 消防救助班, 救急班, 北消防班, 南消防班
	第5節 通信計画	情報政策班, 財産活用班, 災害対応班
	第6節 広報・広聴計画	広報班, 災害対策班
	第7節 応援要請・受入体制の確保計画	企画班, 災害対策班, 消防総務班, 消防救助班
	第8節 自衛隊の派遣要請計画	災害対策班
	第9節 消防活動計画	医療救護班, 消防総務班, 火災予防班, 消防救助班, 救急班, 北消防班, 南消防班
	第10節 応急医療計画	医療救護班, 救急班

	第 11 節 水害防止計画	建設計画班
	第 12 節 緊急輸送計画	災害対策班, 道路管理班, 土木補修班
	第 13 節 交通計画	建設計画班, 道路管理班
	第 14 節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画	建築指導班, 住宅政策班
	第 15 節 帰宅困難者対策計画	企画班, 災害対策班, 市民生活班, 教育企画班, 学校教育班, 応援班 (教育委員会)
	第 16 節 要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画	企画班, 福祉総務班, 高齢福祉班, 児童福祉班, 医療救護班
	第 17 節 食糧, 生活必需品等供給計画	災害対策班, 商工観光班, 農政班, 卸売市場班
	第 18 節 防疫計画	環境保全班, 清掃班, 医療救護班
	第 19 節 清掃計画	衛生事業班, 清掃班
	第 20 節 行方不明者等の捜索及び埋葬計画	市民班, 衛生管理班, 医療救護班, 消防救助班
	第 21 節 災害警備計画	
	第 22 節 土木施設の応急復旧計画	建設計画班, 道路管理班, 土木補修班
	第 23 節 障害物の除去計画	建設計画班, 道路管理班, 土木補修班
	第 24 節 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画	
	第 25 節 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画	
	第 26 節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画	
	第 27 節 東部ガス株式会社茨城支店の非常災害対策計画	
	第 28 節 上・下水道施設の応急復旧計画	災害対策班, 衛生事業班, 水道総務班, 応急給水班, 管路復旧班, 下浄水施設復旧班, 下水道班
	第 29 節 危険物等災害防止計画	災害対策班, 環境保全班, 医療救護班, 火災予防班
	第 30 節 災害ボランティア活動による支援計画	企画班, 福祉総務班, 医療救護班, 建築指導班
	第 31 節 義援物資供給計画	災害対策班
第 4 章	第 1 節 地域の復旧・復興の基本方針・復興対策計画	災害対策班
	第 2 節 被災施設の復旧計画	災害対策班
	第 3 節 災害復旧事業にかかわる資金計画	秘書班, 情報政策班, 被害調査班, 会計班, 災害対策班, 福祉総務班, 児童福祉班, 商工観光班, 農政班
	第 4 節 租税, 公共料金等の特例措置計画	被害調査班, 国保年金班
	第 5 節 雇用対策計画	契約検査班, 商工観光班
	第 6 節 住宅建設の促進計画	被害調査班, 建築指導班, 住宅政策班
	第 7 節 被災者生活再建支援金の支援計画	財政班, 被害調査班, 会計班, 災害対策班
	第 8 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	財政班, 会計班, 災害対策班

第1章

総則

第 1 章 総則

第 1 節 計画の概要

第 1 目的

第 2 基本方針

第 1 目的

水戸市地域防災計画は、水戸市の地域に係る災害に関し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 42 条の規定に基づき、水戸市防災会議が作成する計画であり、津波災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

なお、本計画は、主として津波によるものを対象としているが、地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものに分かれ、水戸市地域防災計画（地震災害対策計画編）では、主として揺れによるものを対象としている。しかしながら、両者は重なるところもあるので、両計画合わせて震災対策のために活用する。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく水戸市国土強靱化地域計画との整合を図るとともに、国連サミットで採択された SDGs※の理念を踏まえ、本計画に基づく防災・減災対策の推進を図る。

※ SDGs (Sustainable Development Goals)

平成 27 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したものである。

第 2 基本方針

津波災害対策計画の基本方針

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災対策の確立を図る。
- 2 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 3 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- 4 市及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる。」との観点から、市民、事業者の役割も明示した計画とする。

第2節 国内の津波被害

第1 津波災害の歴史

第1 津波災害の歴史

[明治以前の津波を伴った地震]

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	和暦	北緯	東経		
799.9.18	延暦 18.8.11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の4郡に津波，早朝より夕刻まで約15回。波は平常の汀線より1町（約110m）の内陸に達し，平常の汀線より20余町（約2.2km）の沖まで水が引いた。
869.7.19	貞観 11.5.26			M≒8.3	東北地方三陸沿岸で，城郭・倉庫・垣壁など，崩れ落ち倒壊したものが無数にあった。溺死者約1千人。
1420.9.7	応永 27.7.20				常陸多賀郡の河原子及び相賀に津波寄すること4時間に9回。地震記事なし。
1677.11.4	延宝 5.10.9	35.5	142.0	M≒8.0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間などで家流倒約550（あるいは487）軒，死・不明130余（あるいは189）。水戸領内で潰家189，溺死36。舟破損又は流失353。房総で倒家233余，溺死246余。奥州岩沼領で流家490余，死123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1703.12.31	元禄 16.11.23	34.7	139.8	M≧8.1	相模・武蔵・上総・安房で震度大。特に小田原で被害大きく倒壊家屋8千以上，死者2,300人以上。津波が犬吠埼から下田沿岸を襲い，溺死者数千人。

最新版 日本被害地震総覧 [416] - 2001
宇佐美 龍夫著 東京大学出版会より引用

[明治以後の津波を伴った地震]

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	和暦	北緯	東経		
1896.1.9	明治 29.1.9	36° 30'	141° -'	7.3	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり（周期 8 分）。
1896.6.15	明治 29.6.15	39° 5'	144° -	8.2	明治三陸地震。 震害はなく、津波が北海道から牡鹿半島の沿岸に襲来し、死者 21,959, 家屋の流出・全半壊 1 万戸以上。
1923.9.1	大正 12.9.1	35° 19'	139° 8'	7.9	関東大地震。 全潰 128,266。半潰 126,233。焼失 477,128。津波による流出 868。死者 99,331。負傷 103,733。行方不明 43,476。茨城県の被害は死者 5 名、負傷 40 名、全潰 517, 半潰 681。
1933.3.3	昭和 8.3.3	39° 7'	145° 7'	8.1	昭和三陸地震。 震害は少なく、津波による被害が甚大。三陸沿岸の溺死者・行方不明者 3,064, 流出家屋 4,034, 倒壊 1,817, 浸水 4,018。
1938.5.23	昭和 13.5.23	36° 34'	141° 19'	7.0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突 5 本折損し、磯原で土蔵の倒壊 1。小名浜に震後 22 分で小津波（全震幅 83cm）が押し寄せた。

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	和暦	北緯	東経		
1938.11.5	昭和 13.11.5	36° 56'	141° 55'	7.5	福島県東方沖の地震。 福島県で死 1, 傷 9, 住家全潰 4, 半潰 29, 非住家全潰 16, 半潰 42, その他小崖崩れ, 道路の亀裂, 鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害, 津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1952.3.4	昭和 27.3.4	41° 42'	144° 9'	8.2	十勝沖地震。 北海道南部・東北北部で被害。死者 28, 行方不明者 5, 家屋全壊 815, 半壊 1,324, 流出 91。津波は関東地方まで及んだ。
1960.5.23	昭和 35.5.23	38° 17' (南緯)	73° 3' (西経)	9.5	チリ地震。 5月23日にチリ沖で発生した地震に伴う津波が24日2時頃から日本各地に襲来。日本全体で死者・行方不明者 142, 家屋全壊 1500 余, 半壊 2000 余。
1987.12.17	昭和 62.12.17	35° 23'	140° 30'	6.7	千葉県東方沖の地震。 銚子, 勝浦, 千葉で震度 5 であった。被害のとくに大きかったのは山武郡, 長生郡, 市原市など。 千葉県で死者 2 人, 負傷者 144 人, 住家全壊 16, 半壊 102, 一部破損 71, 212。 茨城県で負傷者 4, 住家一部破損 1, 259。

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	和暦	北緯	東経		
2011. 3. 11	平成 23. 3. 11	38° 6′	142° 52′	9.0	<p>東日本大震災。</p> <p>宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。</p> <p>人的被害：死者 15,846, 行方不明 3,317, 負傷者 6,011。</p> <p>住宅被害：全壊 128,558, 半壊 243,486, 一部損壊 673,397 (茨城県の状況)</p> <p>茨城県では、8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。</p> <p>同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、銚田市で6強, 神栖市で6弱を観測。</p> <p>人的被害：死者 66名, 行方不明者 1名, 重症 34名, 軽症 680名</p> <p>住家被害：全壊 2,634棟, 半壊 24,995棟, 一部損壊 191,490棟 床上浸水 75棟, 床下浸水 624棟</p> <p>(令和2年3月1日現在)</p>

注：1926年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。

被害摘要は2004年から消防庁による。

※ 津波被害については茨城県に影響が考えられるものを掲載している。

